

宇部市・山陽小野田市水道事業広域化検討委員会専門部会細則

(目的)

第1条 この細則は、宇部市・山陽小野田市水道事業広域化検討委員会設置要綱第7条第2項の規定に基づき、宇部市・山陽小野田市水道事業広域化検討委員会の専門部会の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、検討委員会の指示を受け、水道事業広域化に関する事項及びそれに附帯する事項について、専門的に協議又は調整するものとする。

(組織)

第3条 専門部会の名称、協議事項及び委員は、別表のとおりとする。

2 専門部会に部会長及び副部会長を置く。

3 部会長及び副部会長は、検討委員会の委員長及び副委員長の協議により定める。

(会議)

第4条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて部会長が招集する。

2 部会長は、専門部会を主宰し、会議の議長となる。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 部会長は、必要に応じて、会議に委員以外の2市の職員を出席させ、説明を求めることができる。

5 専門部会は、必要に応じて他の部会と合同の会議を開催することができる。

(報告)

第5条 部会長は、専門部会の協議経過及び結果について、検討委員会に報告するものとする。

(庶務)

第6条 専門部会の庶務は、委員の互選により定める。

(委任)

第7条 この細則に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が専門部会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年11月26日から施行する。

別表（第3条関係）

専門部会名	所掌事項	委員	
		宇部市	山陽小野田市
水道事業広域化浄水場再編計画策定専門部会	浄水場再編計画（案）の策定	宇部市上下水道事業管理者が指名した者	山陽小野田市水道事業管理者が指名した者